

名古屋文理大学短期大学部動物実験等における災害時対応マニュアル

本学が設置する動物飼養保管施設及び動物実験室（以下、「動物実験施設」という。）において、災害発生時の被害を最小限にし、災害からの復旧を速やかに実施できる体制を整えるため、災害時における対応マニュアルについて、以下のとおり定める。

なお、全学的な対応が必要となる災害時においては、本学が定める「危機管理マニュアル」を前提とした上で、動物実験施設に係わる対応について、本マニュアルに従うこととする。

I. 動物実験実施者及び管理者等 対応マニュアル

【勤務時間内の場合】

1. 初期対応（生命、安全確保の優先）

- (1) 災害が発生した場合には、被災者の身体の安全確保を第一に考えて行う。
- (2) 学務課に通報後（下記 6 参照）、災害規模が小さい場合には初期消火等を行う。
- (3) あくまで自身の安全を優先し、危険を感じるような場合には消火活動等を止めて直ちに避難する。

2. 実験中の動物への対応

動物が動物実験施設外に逃亡しないよう以下のことを実施する。

- (1) 速やかに動物をケージに収容する。
- (2) 飼育棚が転倒の恐れがないか確認した上で飼育棚に戻す。ただし、危険であると判断した場合は、ケージを床に置く。

3. 使用中の機器・薬品等の対応

- (1) 使用中の機器の運転を停止し、電源を切る。
- (2) 使用中の薬品等は落下しないよう床に置く等の対処をする。

4. ガス、電気、水道等の対応

直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

5. 動物実験施設からの脱出

脱出時には人の避難を優先する。なお、動物が逃亡しないよう扉は必ず閉める。

6. 災害発生の連絡・通報

- (1) 動物実験施設内外に大声で事態、状況を知らせる。

- (2) 学務課（C 館 1 階）に連絡する。（内線 210、215）
- (3) 動物実験委員会委員長に連絡する。（内線 335）

7. 災害時の集合場所

動物実験施設からの脱出後、指定避難場所に集合する。

- ・ 指定避難場所：中庭

8. 救出あるいは初期消火活動

- (1) 災害規模が小さい場合には、動物実験責任者または学務課の指示に従い、逃げ遅れた人の救出及び初期消火活動等を行う。
- (2) 脱出・救出等の際にはヘルメット等の安全保護具を着用するなど、安全を確保した上で行う。なお、一人では行動せず、同じ実験室や研究室または周囲の者に声をかけ、協力して対応する。

9. 動物実験実施者の安否確認及び関係者への状況報告

- (1) 動物実験責任者は、動物実験実施者等の安否を確認するとともに、実験中の動物への対応及び脱出経路等について、管理者、動物実験委員会委員長及び学務課に報告する。
- (2) 後日、上記状況等について、動物実験委員会に報告する。

10. 情報収集

管理者は、被害発生状況、応急措置状況、避難状況及び被害拡大に関する予測等について、実験動物責任者等からの情報収集を行う。

11. 災害後の動物の確認、安楽死の必要性の判断、最小限の動物飼育の継続

- (1) 動物実験責任者は、建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、管理者に対処等について協議する。
- (2) 動物実験責任者は、災害の規模が大きく全動物を適正に維持することが困難と判断された場合、管理者等と協議の上、実験用動物を安楽死させ、適切に処置する。

12. 災害後の安全確認と動物実験施設内の状況把握、復旧作業

実験動物責任者は、安全確認の後に動物実験施設内に立ち入り、被害状況及び動物の状態を把握する。その後、同施設内の機器等を点検し、管理者等と協議の上、復旧作業にあたる。

13. その他

その他必要と考えられる措置がある場合は、動物実験責任者等に連絡する。

【勤務時間外の場合】

1. 責任者への安否及び出勤可否の連絡

- (1) 緊急メールに状況を報告する。(kinkyu-a@nagoya-bunri.ac.jp)
- (2) 動物実験責任者へ連絡を取り、安否の確認及び出勤の可否の確認をする。
- (3) 動物実験責任者は、「Ⅱ.教職員の指示命令系統」、「Ⅲ. 緊急連絡網」により関係者に連絡する。

2. 動物実験施設あるいは指定場所への集合

- (1) 実験動物責任者は可能な限り出勤する。
- (2) 動物実験施設に入室できない場合は、指定避難場所で待機する。(関係者と連絡が取れるまで待機する。) ・指定避難場所：中庭

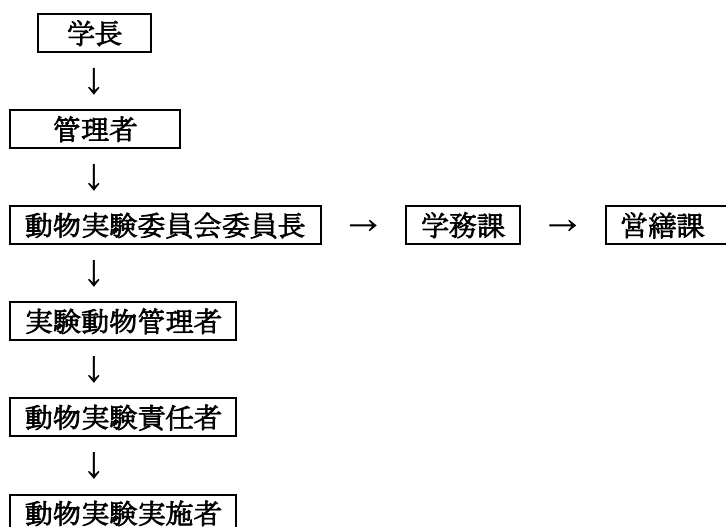
3. 災害後の安全確認と動物実験施設内の状況把握、復旧作業

実験動物責任者は、安全確認の後に動物実験施設内に立ち入り、被害状況及び動物の状態を把握する。その後、同施設内の機器等を点検し、管理者等と協議の上、復旧作業にあたる。

4. その他

夜間に動物実験施設を使用する場合は、停電を想定して、懐中電灯等を用意する。
その他必要と考えられる措置がある場合は、動物実験責任者等に連絡する。

Ⅱ. 教職員の指示命令系統



Ⅲ. 緊急連絡網

※ 全学的な対応が必要となる災害時には、本学が定める「危機管理マニュアル」を前提とした上で、動物実験施設に係わる対応について、本マニュアルに従うこととする。

※ 電話、メール等の連絡網

・別紙のとおり

Ⅳ. 学内及び学外への連絡体制（学内、自治体、文部科学省等への連絡体制）

- (1) 学内の連絡体制は、本マニュアル及び「危機管理マニュアル」に従う。
- (2) 学外への連絡は学務課を窓口とし、必要に応じ、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課等に状況を報告し、対応等について相談する。

Ⅴ. 復旧マニュアル

1. 初期対応

発生した災害の状況によっては、災害発生時に全てを対応することが困難な場合も想定されるので、対応可能な事項から順次実施する。

- (1) 動物実験責任者、管理者等からの指示に従い、それぞれの対応を行う。被害状況が収拾不可能と思われても、危険が無いと判断できる場合には、連絡がとれるまで動物実験施設内あるいは施設近くで待機する。
- (2) 動物実験責任者または管理者は建物倒壊の危険等を考慮して指示を出す。この場合、ヘルメット等の安全保護具を着用するなど、安全を確保したうえで行動する。
- (3) 動物実験施設内に、逃亡した動物がいる場合には、下記の方法で捕獲する。

捕獲に有効な道具：飼料袋、軍手、ほうき、モップ等

1. 逃亡動物を発見したら室内のドアを閉鎖する。
2. 室内の四隅に飼料袋を置き、ほうきやモップで追い込む。
3. 飼料袋を押さえて、動物を捕獲する。

2. 災害発生から1週間以内に行うこと

動物実験責任者、管理者等からの指示に従い、以下の対応を行う。

- (1) 動物実験施設全体の被害状況の概要把握
- (2) 教職員の安否及び出勤の可否の確認
携帯電話、メール等を利用し、連絡網に従って相互の安否確認を行う。
- (3) 動物実験施設外への動物の逃亡の有無の確認
逃亡している場合には、直ちに関係者全員に連絡し、捕獲のうえケージに収容し、逃亡した動物実験施設の状況を確認するとともに、逃亡防止策を講ずる。

- (4) 動物実験施設内に逃亡動物がいる場合には、動物を捕獲収容のうえケージに収容し、逃亡した同施設の状況を確認するとともに、逃亡防止策を講ずる。
- (5) 水道、電気、ガス、電話、エレベータ、空調等の点検
ガス、水道については一旦元栓を閉じ、安全を確認してから実施する。
- (6) 物品庫及び飼料庫の確認
飼育器材や衛生器材を保管している資料庫等を確認し、使用可能な物資等の数を確認し、必要な物資等を取り出せる状況にする。なお、定位置への整理は後日にかまわない。
- (7) 給餌、給水体制の確立
状況がきわめて厳しい場合、災害発生当日においては動物の飲用水の確保についてのみ努力する。
 - ① 飼育装置等の復旧
飼育装置等が移動している場合には、飼育装置を正規の位置に戻す。災害発生当日は、給餌、給水ができる状態及び安全な状態を確保することを目的とした移動にとどめる。
 - ② 動物用の飲用水の確保
災害発生時には高架水槽等に損傷が発生する場合があると同時に、高架水槽に異常がなくとも貯水槽あるいは揚水ポンプ等に異常がある場合もあるため、これら全てを確認し、いずれにも異常がある場合には、他の貯水槽等からポリタンク等を使用して飲用水を確保する。
 - ③ 衛生処理用水の確保
飼育装置の汚物処理、飼育器機、飼育棚、飼育室、通路などの清掃・消毒用の雑用水も確保する。雑用水の貯水には大型ポリペール等を利用する。
 - ④ 飼料、床敷等の在庫確認
在庫を確認し、必要に応じて発注を行う。
- (8) 動物屍体収置場所の確認
- (9) 飼育動物の安楽死処分についての判断
動物実験施設周辺の被災状況及び復旧の見通しを確認し、動物の健康管理や適切な飼育管理が困難になると予想される場合には、飼育動物の段階的な安楽死を動物実験責任者と協議する。
- (10) 事務部との連携
 - ① 状況報告
 - ② 支援の要請
- (11) 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課等への状況報告
必要に応じて文部科学省研究振興局ライフサイエンス課および公私立大学実験動物施設協議会へ状況報告と対応等についての相談を行う。

(12) 動物実験施設利用者への通知

施設の被害状況の概要と復旧・運営について協力要請を行う。また、やむを得ない場合には飼育動物の安楽死を依頼する。

3. 復旧が長期化する場合

飼育管理体制の再構築、施設機能の回復を図るため、以下の対応を行う。

- (1) 動物への給餌・給水を確立
- (2) 汚物処理・動物実験施設の清掃・消毒等の衛生管理
- (3) 飼育設備の位置調整・修理
- (4) 動物実験施設内の整理・整頓
- (5) 被害状況についてのリストの作成、予算要求
- (6) 動物実験委員会の開催

被害状況、現在の飼育管理体制の報告、復旧方針の確認・了承、実験遂行の可否等の審議

(7) 断水・ガスの供給停止が長期化する場合の飼育管理における工夫

① マウス、ラット類の飼育

ケージに床敷を多量に入れて、ケージ交換は行わずに床敷交換のみを週一回実施する。給水瓶への補水あるいは充水にヤカンの使用が効果的である。

② 飲用水の確保

学内で飲用水の確保が困難な場合には、外部機関に定期的に水の供給を依頼する。

③ 夏期、冬期における飼育室の保温

空調が停止している場合、冷風機や温風機あるいはセラミックファンヒーター等を使用して、飼育室の温度をある程度維持する。

4. マスコミや一般市民からの質問あるいは取材依頼等への対応

総務課を窓口とし、動物実験責任者、管理者及び動物実験委員会委員長の協議のうえ対応のしかたを決定する。必要に応じて、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課と協議する。

対応内容については、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課に報告する。

平成30年7月1日 制定

令和6年4月1日 改定

名古屋文理大学短期大学部動物実験委員会